

参考様式

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 30 年 8 月 10 日

朝日町長 鈴木 浩幸

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
北部地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 30 年 8 月 9 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
個人 18 経営体  
法人 0 経営体  
集落営農（任意組織） 1 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方  
北部地区は、米と果樹が経営の中心となっている。  
米に関しては、条件のよい圃場が多く収量も多いことから、集約化・低コスト化を推進し、水稻栽培を農業の中心としていく。農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構への貸し付けを行い集約化を進めていく。  
果樹に関してはりんごの他、西洋なし、桃の栽培が盛んとなっている。

(別紙)

農業者数としては新規就農者が年々増加している状況ではあるが、高齢化による規模縮小やリタイアもあり年々減少している。そういった状況も踏まえ、今後は担い手育成の他に果樹栽培の省力化が重要となっており、町の中心作物のりんごに関しては早期多収が期待できる「新半おい化栽培」を推進していく。

現在、町には若手農業者を中心とした「若手農業者の会」があり、今後の担い手としても重要な存在となっている。これからは地域と行政とで協力し農業の推進を図っていく。